

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年1月30日

経理責任者 独立行政法人地域医療機能推進機構本部
総務部長 小嶋 美之

1 競争に付する事項

- (1) 調達件名及び数量 第2期クラウド型病院情報システムの平成31年度導入10病院用データセンタ基盤構築一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び調達仕様書による
- (3) 履行期限（期間） ①物品調達及び構築に伴う役務
：契約締結から平成31年6月30日
②保守役務
：平成31年7月1日から7年間
- (4) 履 行 場 所 ①独立行政法人地域医療機能推進機構本部
②東西データセンタ2箇所
※場所は受託者のみに開示する。
③10病院
・仙台南病院、二本松病院、うつのみや病院、千葉病院、
東京城東病院、三島総合病院、可児とうのう病院、
久留米総合病院、天草中央総合病院、湯布院病院、
- (5) 入 札 方 法
- ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、入札金額を見積もるものとする。
- ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）

第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。

- (2) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」及び「役務の提供」で「A」等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

3 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
独立行政法人地域医療機能推進機構本部 総務部総務課会計係
住 所：〒108-8583 東京都港区高輪3-22-12
電 話：03-5791-8255(会計係直通)
- (2) 入札説明書(入札関係書類)の交付方法
 - ① 交付期間 平成31年1月30日(水)から平成31年2月22日(金)
※ 土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く
 - ② 交付時間 午前9時30分から午後5時まで
 - ③ そ の 他 交付期間内に、上記(1)へ問い合わせのうえ、「機密保持に関する誓約書」(本公告別添)と引き換えに交付する。郵送(郵送費用は、請求者負担)による交付を希望する場合は、上記(1)に電話連絡のうえ、期日に余裕を持って手続をすること。
- (3) 入札前提出書類の受領期限
平成31年2月26日(火)午後5時00分(郵送の場合は、受領期限までに必着)
- (4) 開札日時及び場所
平成31年3月6日(水)
独立行政法人地域医療機能推進機構本部 会議室

4 その他必要な事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」
- (2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2(1)の証明となるもの及び仕様書において定めるものを添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 契約の相手方の決定方法

契約事務取扱細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は入札説明書による。

別 添

機密保持に関する誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構本部

総 務 部 長 小 嶋 美 之 殿

住 所（所在地）：

氏 名（法人名）： 印

（代表者名）：

電話番号：（ ） －

E-mail：

_____（以下「当社」という。）は、第 2 期クラウド型病院
情報システムの平成 31 年度導入 10 病院用データセンタ基盤構築 一式（以下「本件目
的」という。）の検討を行なうにあたり、貴機構から当社に対して開示される機密情報（以
下「機密情報」という。）の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

（機密情報の定義）

第 1 条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される
一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- （1）開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- （2）開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- （3）守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- （4）当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- （5）貴機構から書面により開示の承認を得た情報。

（機密情報の取扱期間）

第 2 条 本誓約書の有効期間は、貴機構が存続する期間継続するものとします。

（表明及び保証）

第 3 条 貴機構が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示を
問わない。）を行なわないことを当社は了承します。

2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴機構に対し損害賠償の請求そ
の他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴機構の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

(1) 顧問弁護士、会計監査人

(2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家

(3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署

(4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴機構又は貴機構の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴機構より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴機構の指示に従い貴機構に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴機構は、当社が本誓約書に違反したことにより貴機構が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以 上